

JCF 運営サポーター登録規程

(JCF 運営サポーター)

第1条 公益財団法人日本自転車競技連盟(以下「本連盟」という)の定款に定める目的や事業内容に賛同し自発的に貢献しようとする者で、継続的に本連盟または本連盟の加盟団体が主催する競技会または競技別委員会・部会が認める競技会等の運営に関与する者は、本連盟諸規則を熟知・順守することを前提として下記に定める手続を経て JCF 運営サポーター・ライセンスを所持することができる。

(登録申請手続き)

第2条 JCF 運営サポーター登録申請者は、申請書に、必要事項を記載し、登録料を添えて本連盟加盟団体あてに登録申請手続きを行うものとする。

2. 本連盟加盟団体は、前項により登録申請書を受理したときは、集計し日本自転車競技連盟登録システムに入力する。

(登録の有効期間)

第3条 登録の有効期間は登録された日から当該年度の12月31日(1ヵ年以内)までとする。

(JCF 運営サポーター・ライセンスの種類)

第4条 JCF 運営サポーター資格を希望する者は、本連盟加盟団体へ申請手続と加盟団体による講習会の受講を経て

「JCF 運営サポーター」ライセンスが付与される

2. 本連盟公認審判員資格取得経験者は、申請時にその証明を付すことにより、

「JCF 運営サポーターS」ライセンスが付与される

(登録証の所持)

第5条 競技会の運営に参加する JCF 運営サポーターは本連盟の交付する登録証を所持していなければならない。

(登録の取消)

第6条 JCF 運営サポーターが次の各号に該当するときは、その登録を取消す。

①登録の取消を申請したとき。

②第2条に規定する申請時に虚偽の届出をしたとき。

③本連盟の競技規則に抵触し、JCF 運営サポーターの資格を失ったとき。

④登録者規程に抵触したとき。

⑤前各号のほか、本連盟の理事会が登録者として不相当と認めたとき。

付 則

2022年11月15日制定 2023年1月1日施行